

早稲田大学 大学院法学研究科
2025 年度 修士課程入学試験問題（一般入試）
【専 修 科 目】

専攻名： 民事法学

専修名： 知的財産法

以下の3問のうち、1問を選択して解答しなさい。

1. 特許権を侵害する行為に対する差止請求権に関し、特許制度におけるその法的意義を説明したうえで、差止請求権の制限について、どのような議論があり、あなたはどうかを論じなさい。なお、日本法を前提とすること。
2. 著作権制度における「アイデア・表現二分論」に関し、その内容につき説明したうえで、その法的意義及び問題点、並びに、将来もこれを維持すべきかについて、適宜具体例を示しつつ、論じなさい。
3. 商標に関し、単なる標識にとどまらず、資産（財産権）としての意義を持つようになっていられるが、いかなる具体的現象からそのような傾向を観察することができるかを説明したうえで、そのような傾向に商標制度としてどう対応すべきかについて、論じなさい。

答案の書き方（横書き）／ 縦書き ） 六法全書の使用を（認める）／ 認めない ）